

沿岸広域振興局長告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和 7 年 7 月18日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜石住田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町上有住字中埜 4 番16地先から172番154地先まで	新	m 34.2～12.6	m 252.8
	旧	24.0～8.1	265.9

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 令和 7 年 7 月18日から同年 8 月18日まで